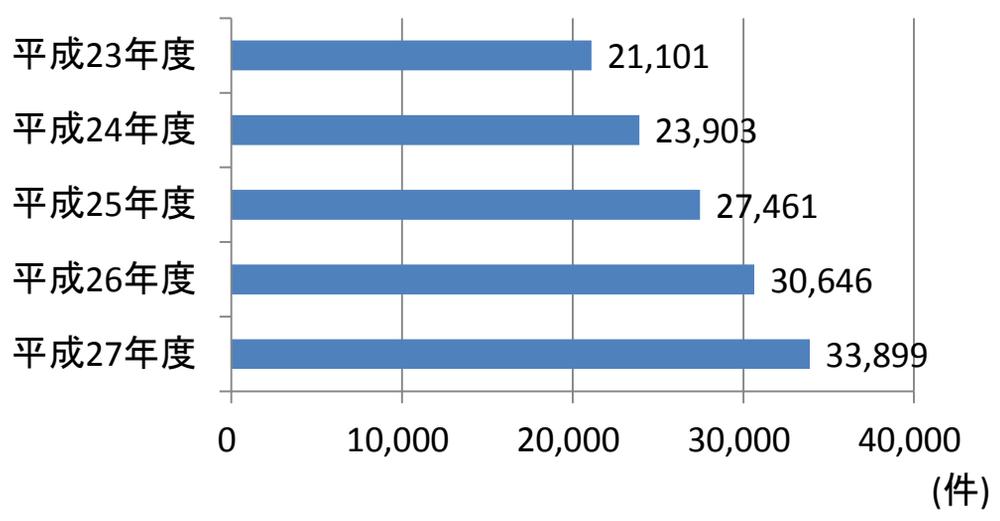


## 25 薬剤管理指導料算定件数

<b>解説</b>	薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。												
<b>実績</b>	 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>算定件数 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成23年度</td><td>21,101</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>23,903</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>27,461</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>30,646</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>33,899</td></tr></tbody></table>	年度	算定件数 (件)	平成23年度	21,101	平成24年度	23,903	平成25年度	27,461	平成26年度	30,646	平成27年度	33,899
年度	算定件数 (件)												
平成23年度	21,101												
平成24年度	23,903												
平成25年度	27,461												
平成26年度	30,646												
平成27年度	33,899												
<b>定義</b>	「B008 薬剤管理指導料(1)(2)(3)」算定件数です。 平成23年度から算出方法をレセプト算定ベースに切り替え、平成21・22年度の数値は半年分の実績を2倍して年間の推計値として表示します。												